

告示

埼玉県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第百十七号で告示した深谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

深谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

深谷都市計画下水道深谷公共下水道（深谷処理区）

三 事業施行期間

昭和四十九年三月八日から令和九年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第百十七号及び昭和五十三年埼玉県告示第千七百九十九号の事業地のうち、深谷市新井字川窪及び沼尻字猿ヶ久保において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第百十七号、昭和五十三年埼玉県告示第千七百九十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千五百四十二号、昭和六十年埼玉県告示第四百八十号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十三号、平成四年埼玉県告示第四百五十一号、平成六年埼玉県告示第千六百七十号、平成八年埼玉県告示第五百九十三号、平成十四年埼玉県告示第千八百八十五号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十号及び平成二十五年埼玉県告示第四百二十五号の事業地に、深谷市大谷字南道忠、字子星塚、字行人塚、字薦ヶ谷戸及び字天沼、櫛引、榎合字森下、字井戸畑、字大門、字西浦、字雨沼、字鎮守西、字流、字北流、字鎮守浦、字鎮守前、字中、字神楽場、字粕ヶ谷戸、字中西、字行人塚、字松原、字東、字新田原、字新田、字新田浦、字北新田及び字北、人見字政所及び字吹張、柏合字西前、字前原、字南、字土路林、字谷地、字北、字前畠、字山本、字山根、字山根東、字寄埜、字唐沢、字田尻及び字新田、宿根字東原、字東、字西原、字中原、字拾三墳、字出口、字野銭、字中通、字小種窪、字前原、字金剛寺及び字堂前、萱場字西柳井戸、岡字上宿、字中

宿、字前屋敷、字下宿、字内出、字屋敷、字塚東、字里林、字中通、字蛇喰、字岡下村、字白山、字新田、字新田下、字岡村、字普濟寺境、字久保、字熊野、字堤際、字根際及び字八反、普濟寺字前原、字前耕地、字町、字足り、字西田、字西谷田、字菅原及び字元屋敷、岡里、岡部字光善、字内谷田及び字蔵殿、伊勢方字堀西及び字堀東、谷之字田中東、起会字大沼浦、並びに西大沼字愛ノ田及び字谷田を加え、深谷市宿根字中道、西大沼字花小路並びに東大沼字北において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし